

# 「すぽったま！」における試合観戦促進コンテンツ制作等業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 委託業務名

「すぽったま！」における試合観戦促進コンテンツ制作等業務

## 2 委託業務内容

別添仕様書のとおり。

## 3 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

## 4 委託予定額

3,527,000円

※この金額は本業務の契約締結に係る上限額（消費税及び地方消費税相当額を含む）であり、この範囲内で予定価格を算定する。

## 5 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 主たる事務所が所在する都道府県における、法人都道府県税及び法人事業税に係る滞納がないこと及び国税に係る滞納がないこと。
- (6) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和7・8年度名簿）（令和6年7月19日埼玉県告示第833号）に基づく令和7年度・8年度の物品等競争入札参加資格者名簿に、登録業種区分が「催物、映画、広告、その他の業務」のA等級、B等級又はC等級として登載された者のうち営業品目（小分類）に「広告代理業務」を含む者であること。
- (7) 過去5年間に国または地方公共団体と本事業と類似した契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 6 スケジュール

実施要領掲載	令和8年2月27日（金）
質問受付	令和8年2月27日（金）～3月6日（金）17時
質問への回答	令和8年3月10日（火）17時まで
参加申請書受付	令和8年2月27日（金）～3月12日（木）17時
企画提案書受付	令和8年2月27日（金）～3月18日（水）17時
第1次審査（書類審査）	令和8年3月24日（火）までに結果通知
第2次審査	令和8年3月下旬
契約候補者決定	令和8年3月下旬

## 7 質問事項の受付及び回答

実施要領及び仕様書の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

### (1) 質問方法

別紙『すぽったま!』における試合観戦促進コンテンツ制作等業務委託に係る企画提案競技に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メールで以下メールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を以下電話番号に連絡すること。

電 話：048-830-6945（直通）

メール：[a6940-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6940-03@pref.saitama.lg.jp)

### (2) 受付期限

令和8年3月6日（金）17時

### (3) 回答方法

質問を行った事業者名を伏せた上で、令和8年3月10日（火）17時までに、本実施要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

## 8 企画提案競技参加申請

本企画提案に参加を希望する者は、以下に基づき、予め参加申請を行うものとする。

### (1) 提出方法

別紙「企画提案競技参加申請書」（様式第2号）を記入し、電子メールで以下メールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を以下電話番号に連絡すること。

電 話：048-830-6945（直通）

メール：[a6940-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6940-03@pref.saitama.lg.jp)

### (2) 提出期限

令和8年3月12日（木）17時

## 9 企画提案書等の提出

企画提案書等の提出は以下に基づき行うものとする。

### (1) 提出方法

実施要領「10 企画提案書等」に示す書類を電子メールで、以下メールアドレスに提出すること。電子メール送信後、提出した旨を以下電話番号に連絡すること。

電 話：048-830-6945（直通）

メール：[a6940-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a6940-03@pref.saitama.lg.jp)

### (2) 提出期限

令和8年3月18日（水）17時

### (3) 留意事項

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。

ウ 参加申請に係る全ての費用（企画提案書の作成などに要する費用等）は提案者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。

オ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

## 10 企画提案書等

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

### (1) 企画提案書

企画提案書に添付する書類の様式は任意とするが、仕様書に基づいて、A4版・横で作成すること。

#### ア 表紙

(ア) 表題（「すぽったま！」における試合観戦促進コンテンツ制作等業務企画提案書）

(イ) 応募者の住所、代表者氏名、連絡担当者氏名、電話番号、メールアドレス

#### イ 目次

#### ウ 提案内容等

記載内容は概ね次のとおりとすること。

##### (ア) 基本方針

- ・本業務を実施する上での基本方針及び特に重要と考えるポイント等
- ・貴事業者の持つ強みを生かした業務の遂行

(イ) チーム、選手、ファンにゆかりのあるスポット情報

##### ①新規掲載施設候補

- ・新規に掲載するスポットの候補（チーム名、スポット名、選定の理由）

②チームゆかりのスポットと「すぽったま！」とのコラボレーション企画

- ・企画概要
- ・コラボレーション対象のスポット
- ・企画実施により期待される効果

(ウ) 特集コンテンツ

- ・テーマ、対象チーム
- ・掲載イメージ
- ・手法
- ・スケジュール

(エ) 「すぽったま！」利用者数の増加に資する取組

- ・「すぽったま！」利用者数の増加につながる提案及び効果検証方法

(オ) 追加提案取組

(カ) 運営体制・その他

- ①実施体制
- ②全体スケジュール
- ③自社のPRできる事項、過去の実績

(キ) その他必要と思われる事項

(2) 見積書

- ・宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とし、代表者印の押印は不要。
- ・「4 委託予定額」に掲げる上限金額の範囲内で作成し、項目・単価等の内訳を明らかにすること。

(3) 会社概要（パンフレット可）

- ・提案する運営体制に含まれる主要な事業者の会社概要について提出すること。

(4) 実施要領「5 参加資格」を満たしている旨の誓約書（様式第3号）

- ・上記5（7）による実績について、契約書の写し及び業務完了報告書等の写しを添付すること。

(5) その他

ア 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書については、提案日前3か月以内に取得したもの

イ 決算関係書類

過去1年分の貸借対照表及び損益計算書

ウ 各納税証明書

法人税、法人県民税（県内に事業所がある場合）、法人事業税（県内に事業所がある場合）、地方法人特別税（県内に事業所がある場合）及び消費税及び地方消費税の納税証明書

## 11 審査・選定方法

- (1) 県は本業務に関する契約先候補者選定委員会により、企画提案内容、業務実施能力、業務実施体制、見積額等を総合的に審査する。また、提出書類を提出した事業者が1者のみの場合にも、上記選考方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。
- (2) 契約先候補者選定にあたっては、第1次審査（書類審査）及び第2次審査（プレゼンテーション審査）を実施し、第1次審査の審査結果に基づいて、第2次審査の対象者を決定する。ただし、提案書の提出者が3者以内の場合は、第1次審査は実施しない。
- (3) 第2次審査の結果、総合点が最も高い者を委託先候補者とする。
- (4) 総合点が同じ者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、委託先候補者を決定する。
- (5) 審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

## 12 審査の視点

概ね下記の項目について審査し、評価を実施する。

- (1) 基本方針
  - ・事業趣旨・目的を理解し、その達成のために的確な提案となっているか。
- (2) チーム、選手、ファンにゆかりのあるスポット情報
  - ア 新規掲載施設候補
    - ・候補はユーザーの興味・関心を喚起するものであるか。
  - イ チームゆかりのスポットと「すぼったま！」とのコラボレーション企画
    - ・ユーザーの観戦体験の満足度向上に資するものか。
    - ・観戦を起点とした地域の消費拡大など地域活性化に資するものか。
    - ・チーム、選手への興味・関心を喚起するものか。
- (3) 特集コンテンツ
  - ア テーマ
    - ・「すぼったま！」の認知度向上や現地試合観戦を促進する内容か。
    - ・令和7年度までに特集記事で取り上げたことがない参加チームが含まれているか。
  - イ 手法・内容
    - ・ユーザーの興味を喚起し、試合観戦への意欲を高めるために効果的な手法・内容であるか。
    - ・取材先等の関係者の負担を少なくする工夫があるか。
  - ウ スケジュール
    - ・月1本以上、年間15本以上掲載可能であるか。
- (4) 「すぼったま！」利用者数の増加に資する取組
  - ・取組は利用者数増加に効果的な内容であるか。
- (5) 追加提案取組
  - ・追加提案の内容は、当業務に効果的か。また、その理由は納得できるものとなっているか。

るか。

#### (6) 運営体制・その他

##### ア 実施体制

- ・当業務を確実に履行できる体制となっているか。

##### イ 全体スケジュール

- ・当業務を確実に履行できるスケジュールとなっているか。

##### ウ 自社のPRできる事項、過去の実績

- ・PRできる事項、過去の実績は、本業務委託に活かせる内容か。

##### エ 見積書

- ・必要な経費が計上されており、予算範囲内で費用対効果に優れた積算か。

### 13 審査日程

#### (1) 第1次審査（書類審査）

令和8年3月18日（水）～3月24日（火）に実施する。提出された企画提案書について書類審査を実施し、第2次審査に参加できる者を選定する。審査結果は全ての参加者に通知する。ただし、提案書の提出者が3者以内の場合は実施しない。

#### (2) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

令和8年3月下旬に実施する。参加者に対して実施日、開始時間等を電子メール等で連絡する。オンライン開催（Teams）で、参加者による提案内容の説明は15分程度、質疑応答は10分程度として実施することを予定している。なお、追加資料の配付は認めない。

### 14 契約の相手方の決定方法

(1) 県は、契約先候補者（審査の結果、総合点が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は契約先候補者から改めて見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

(2) 契約先候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合又は「5 参加資格」を満たさなくなったとき、若しくは不正と認められる行為をしたことが判明した場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。以下同様の方法により、総合点が3番目に高かった者まで契約の相手方となる可能性を持つものとする。

(3) 埼玉県と合意に達した契約先候補者は、埼玉県財務規則第81条第1項の規定により契約締結の日までに契約保証金（契約金額の100分の1以上）を納めること。ただし、埼玉県財務規則第81条第2項に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

### 15 その他留意事項

(1) 提案の失格、無効

次の各号いずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの

イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの

ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの

エ 指定する提出期限を越えて提出したもの

オ 「10 企画提案書等」に示す提出書類がないもの

カ 委託料上限額を超える金額で見積書を提出したもの

(2) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し

令和 8 年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき等、緊急時等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用は埼玉県に請求することはできない。

16 問合せ先

埼玉県県民生活部スポーツ振興課 スポーツ連携・企画担当

住 所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電 話：048-830-6945 (直通)

メール：a6940-03@pref.saitama.lg.jp